

令和4年7月1日
船井郡衛生管理組合

障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表します。

（令和4年6月1日現在）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者数
40人	4人	10%	2.6%	0人

※ 障害者の種類や程度の区分ごとの人数等については、特定の職員が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表とします。